

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和8年4月1日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.2	第2章 制度の 概要 第1節 基本方 針等の策定 第1 基本方針 ○3つ目	(新設)	○ 「特定技能2号」では、家族の帯同（在留資格「家族滞在」）が認められますが、「特定技能1号」では、家族の帯同は認められません。 例外として、例えば、本邦で「特定技能1号」の方同士の間にも生まれた子どもや、「留学」から「特定技能1号」に在留資格を変更する際、既に「家族滞在」の在留資格で本邦に在留している配偶者や子どもについては、特に人道上の配慮が必要であるとして、在留資格「特定活動」への変更が認められる場合があります。 なお、本国へ一時帰国して出産するいわゆる「里帰り出産」をし、本国に子どもを監護養育する者がいる場合には、特に人道上の配慮が必要であるとはみなしません。
2	P.3	第2節 受入れ	【関係規定】	【【関係規定】

	<p>分野等 第1 受入れ分野 【関係規定】</p>	<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、第2号から8号まで及び第11号から第14号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護分野 二 ビルクリーニング分野 三 工業製品製造業分野 四 建設分野 五 造船・船用工業分野 六 自動車整備分野 七 航空分野 八 宿泊分野 九 自動車運送業分野 十 鉄道分野 十一 農業分野 十二 漁業分野 十三 飲食料品製造業分野 十四 外食業分野 	<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、第2号、第4号から第9号まで又は第13号から第16号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針で定める水準を満たす技能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護分野 二 ビルクリーニング分野 三 リネンサプライ分野 四 工業製品製造業分野 五 建設分野 六 造船・船用工業分野 七 自動車整備分野 八 航空分野 九 宿泊分野 十 自動車運送業分野 十一 鉄道分野 十二 物流倉庫分野 十三 農業分野 十四 漁業分野 十五 飲食料品製造業分野 十六 外食業分野
--	------------------------------------	--	--

	P.4	○2つ目	<p>十五 林業分野 十六 木材産業分野</p> <p>○ 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）（以下「分野省令」という。）において、次のものが定められています。なお、特定技能2号での受入れ対象は、「(2号受入れ対象)」と記載した11分野に限られています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護分野 2 ビルクリーニング分野（2号受入れ対象） 3 工業製品製造業分野（2号受入れ対象） 4 建設分野（2号受入れ対象） 5 造船・船用工業分野（2号受入れ対象） 6 自動車整備分野（2号受入れ対象） 7 航空分野（2号受入れ対象） 8 宿泊分野（2号受入れ対象） 9 自動車運送業分野 10 鉄道分野 11 農業分野（2号受入れ対象） 12 漁業分野（2号受入れ対象） 13 飲食料品製造業分野（2号受入れ対象） 14 外食業分野（2号受入れ対象） 15 林業分野 16 木材産業分野 	<p>十七 林業分野 十八 木材産業分野 十九 資源循環分野</p> <p>○ 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）（以下「分野省令」という。）において、次のものが定められています。なお、特定技能2号での受入れ対象は、「(2号受入れ対象)」と記載した11分野に限られています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護分野 2 ビルクリーニング分野（2号受入れ対象） 3 リネンサプライ分野 4 工業製品製造業分野（2号受入れ対象） 5 建設分野（2号受入れ対象） 6 造船・船用工業分野（2号受入れ対象） 7 自動車整備分野（2号受入れ対象） 8 航空分野（2号受入れ対象） 9 宿泊分野（2号受入れ対象） 10 自動車運送業分野 11 鉄道分野 12 物流倉庫分野 13 農業分野（2号受入れ対象） 14 漁業分野（2号受入れ対象） 15 飲食料品製造業分野（2号受入れ対象） 16 外食業分野（2号受入れ対象）
--	-----	------	--	---

				<p>17 林業分野</p> <p>18 木材産業分野</p> <p>19 資源循環分野</p>
3	P.13	<p>第3章 在留資格「特定技能」</p> <p>第2節 「特定技能2号」</p> <p>【留意事項】</p> <p>○4つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「自動車運送業分野」、「鉄道分野」、「林業分野」及び「木材産業分野」を除く11分野となっています（令和7年9月30日時点）。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「リネンサプライ分野」、「自動車運送業分野」、「鉄道分野」、「物流倉庫分野」、「林業分野」、「木材産業分野」及び「資源循環分野」を除く11分野となっています（令和8年4月1日時点）。</p>
4	P.14	<p>第3節 複数の特定産業分野の業務に従事する場合の取扱い</p> <p>【留意事項】</p> <p>○1つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 在留諸申請における各申請書の所属機関作成用1の「2 特定技能雇用契約（2）従事すべき業務の内容」欄を3つ設けていることから、複数の特定産業分野の業務に従事させることとする場合には、主に従事することとなる特定産業分野の業務について記載欄の最上段に「主たる分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載し、それ以外の特定産業分野の活動を2段目以降に「従たる分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 在留諸申請における各申請書の所属機関作成用1の「2 特定技能雇用契約（2）従事すべき業務の内容」欄を3つ設けていることから、複数の特定産業分野の業務に従事させることとする場合には、主に従事することとなる特定産業分野の業務について記載欄の最上段に記載し、それ以外の特定産業分野の活動を2段目以降に記載してください。</p>
5	P.51	<p>第5章 特定技能所属機関に関する基準等</p> <p>第1節 特定技能雇用契約の内容の基準</p> <p>第1 雇用関係に関するもの</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから（令和7年9月30日時点）、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから（令和8年4月1日時点）、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。</p>

		<p>(5) 派遣先に関するもの</p> <p>【留意事項】</p> <p>○1つ目</p>		
6	P.103	<p>第7章 特定技能所属機関に関する届出</p> <p>第1節 特定技能雇用契約に関する届出</p> <p>第1 契約変更の届出</p> <p>別表（特定技能雇用契約の変更関係）</p> <p>Ⅱ 就業の場所特記事項</p>	<p>①就業場所（事業所）を変更する場合には届出が必要（連絡先のみの変更を除く。）</p> <p>具体例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前勤務していた事業所から他の事業所へ転勤した場合 ・当初の雇用条件書に記載していない他の事業所において掛け持ちで勤務することになった場合 <p>などがあげられる</p> <p>②運用要領別冊（分野別）において就業場所（事業所）について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要（対象分野は、介護、工業製品製造業、ビルクリーニング、宿泊、外食業）。</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留諸申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先若しくは就労（作業）場所で就労することとなる場合又は新たな派遣先若しくは就労（作業）場所を追加する場合には届出が必要</p> <p>④雇用形態を「派遣雇用」から「直接雇用」に変更した場合には届出が必要</p> <p>⑤雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更した場合には届出が必要（なお、「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始の概ね3か月前にあらかじめ雇用契約を締結し、届出が必要）</p>	<p>①就業場所（事業所）を変更する場合には届出が必要（連絡先のみの変更を除く。）</p> <p>具体例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前勤務していた事業所から他の事業所へ転勤した場合 ・当初の雇用条件書に記載していない他の事業所において掛け持ちで勤務することになった場合 <p>などがあげられる</p> <p>②運用要領別冊（分野別）において就業場所（事業所）について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要（対象分野は、介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、自動車運送業、外食業分野）。</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留諸申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先若しくは就労（作業）場所で就労することとなる場合又は新たな派遣先若しくは就労（作業）場所を追加する場合には届出が必要</p> <p>④雇用形態を「派遣雇用」から「直接雇用」に変更した場合には届出が必要</p> <p>⑤雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更した場合には届出が必要（なお、「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始の概ね3か月前にあらかじめ雇用契約を締結し、届出が必要）</p>